

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第5回会議（平成22年6月11日開催）議事要旨

1 議題

委員の発表等に対する質疑及び検討等

2 議事要旨

第3回・第4回会議における4名の委員（以下A・B・C・D委員と表記。）の発表を受けて質疑・討議を行った。主な質問・意見については、以下のとおり。

(1) 取調べの録音・録画の目的について

A委員は、取調べの録音・録画の目的を「えん罪と虚偽自白の防止」というが、取調べの録音・録画に、えん罪防止・虚偽自白の防止効果があるのか。

えん罪については、いろいろな原因があるが、えん罪を発生させる大きな原因の一つに虚偽自白がある。虚偽自白の発生理由については検証されていないが、録音・録画には事後の検証可能性がある。

可視化をすると虚偽自白が減るのは経験則上言える。イギリスにおいても、虚偽自白は、取調べの録音制度の成立以降減少している。

取調べを検証するための録音・録画なのか、不当な取調べを防ぐための録音・録画なのかが不明確。

その両面で、何らおかしくない。

虚偽自白によるものが録音・録画によって減っているという発表の根拠となった資料は何か教えて欲しい。えん罪の防止については、刑事司法全体からその在り方について考えるべきで、取調べのみにその原因を帰するのは危険。また、捜査の入口である取調べを規制しすぎると真相究明に大きな支障を来たす。

迎合的な虚偽自白に録音・録画は関係ない。被疑者はいろいろな嘘をつく。組織犯罪、少年犯罪等、内容は千差万別。それを見抜く捜査をどのように行うかが大切。

虚偽自白がえん罪の大きな原因の一つであるという主張、録音・録画すれば虚偽自白が減るという主張については、客観的な検証が必要である。

## (2) 取調べの実情及び在り方について

これまでの議論は取調べの現場と温度差がある。取調べは、被疑者との戦いであり、その目的は、被害者のため事案の背景を暴くことにある。本研究会においては以下の取調べの実情を踏まえて議論すべき。

- ・ 殺人事件の場合、自供をすれば死刑になることもある者に真実を語らせるのが取調べである。取調べ官は被疑者と面識がなく、被疑者の人となりが分からない状態で取調べを開始する。被疑者の心を開かせるため、趣味や幼い頃の話等の雑談で被疑者の人間性を探る。その結果、被疑者の中には、自供する際、幼児のような顔や動作をしたり、嗚咽したり抱きついてきたり、鼻水を流したりする者がいる。
- ・ 取調べは、被疑者の供述と客観的証拠を吟味しながら行う。取調べには厳しさが必要であり、単なるインタビューとは違う。また、真実を知っているのは被疑者。犯意、動機等は被疑者に聞かなければ分からない。また、被疑者が遺体の隠し場所を言わなければ、遺族に遺体を返すこともできない。
- ・ 取調べ官と同様、被疑者も取調べ官の一挙手一投足を見ている。取調べ官が被疑者に、彼の言動を信じていないような様子を見せれば、急に黙秘に転じることもある。取調室ではこのような勝負をしている。
- ・ 被疑者の中には、自己の罪を逃れるため、虚偽供述、自殺・自損行為、その他、家族を襲うと言うなどして捜査員に圧力をかけたり、公判で利益誘導を主張して捜査員を陥れようとする者もいる。また、現在は取調べの苦情申立て制度があるが、事実無根の申立てもある。取調べ官はこのような環境の中で取調べを進めなくてはならない。

## (3) 今後の議論の方向性等について

### 認識の共有の必要性等について

これまで、A委員はえん罪・虚偽自白の防止、B委員は無罪・再審無罪の防止、D委員は罰すべきものは罰し、無罪とすべきものは無罪とすることを主張しており、さらにD委員は、日本では外国と比較してえん罪の数が少ないことを指摘しているが、そもそもこの研究会の目的がどこにあるのかという観点から委員の間で認識の共有化を図るべき。

A委員らは、えん罪・虚偽自白の防止に力点を置くが、その場合、比較的

えん罪・無罪が少ない日本でそこばかりに力点を置いてよいのかとの疑問が提起される。

D委員の罰すべきものは罰し、無罪とすべきものは無罪とするとの主張は共有できるものであるとすると、いかにして真相究明を図っていくのかということが重要となる。

これについて、A委員は、録音・録画が大事と主張し、B委員は信頼関係が大事、D委員は（取調べの）一定の非公開が役立つという意見である。これに対してA委員らはどのように考えているのか。

一方、C委員は、子供のみならず大学生でも供述が誘導されうるものであるという指摘をした。また、「誘導」のみではなく「迎合」によって生まれる虚偽自白も無視できないということについても指摘をした。この「迎合」という観点からすると、B委員やD委員の主張する信頼関係、非公開・密行性というものはいかなものなのかと思う。

冤罪・虚偽自白の防止に力点を置いてはいるが、可視化は、真相解明に資するという要素がある。また、可視化は、直ちに「公開」を意味するわけではない。

裁判員裁判を踏まえた視点について

裁判員裁判では、供述証拠の成立過程について検証可能性があることが重要。取調べの録音・録画について、この観点から議論することが必要。

指摘の趣旨は分かるが、取調べを録音・録画することにより供述が得られなくなれば、起訴すらできない。ゆえに可視化は大きな問題。

今後、整理すべき論点について

これまでの議論を踏まえると、今後、

- ・ C委員の用いる「ラポール」とB委員の用いる「信頼関係」の意味
- ・ A委員の主張する、取調べの録音・録画が虚偽自白を防止し、えん罪を防止するとする理論の検証
- ・ えん罪防止と事案の真相究明のバランス

等の論点について整理していくことが必要。

#### (4) その他の発言

イスラエルで調査をしてきたが、「取調べを可視化しないことがあり得るのか。」といった意見であった。被疑者が供述を正確に記録してもらうのは

基本的な人権であり、ゆえに可視化が必要とのことであった。

また、ラポールについてであるが、イギリスやイスラエルでは、被害者や目撃者と親密な関係を作るという意味ではなく、話しやすい、自分の言葉で話す関係性を作るという意味で使っている。

D委員が紹介していたインボー氏の「自白」を読んだ。同書には、どうやって信頼関係を構築するかについて、被疑者に、自分も同様の嫌な環境に置かれたら、同じことをやったかもしれないと同情を示すこと。犯行の反道徳性をなるべく小さく評価し、被疑者の罪の意識を軽くしてやること。悪質ではなく、道徳的非難を受けることも少ない動機を示唆してやること。

他人を非難することにより、被疑者への同情を示すこと等が書いてある。このような取調べが検証の対象とされなければならない。これらは、C委員の言うラポールという関係ではなく、言ってみれば支配・従属の関係を作るための手法ではないか。

そのようなことを考えて自白を得ようとしている取調べ官は私の周りにはいない。また、そのようなことでは真実の自白は得ることはできないと思う。

(5) ヒアリングの内容等について

次回会議（7月）以降、再審無罪事件の当事者、犯罪被害者等から各々40分程度のヒアリングを実施することとなった。

(6) 足利事件の検証結果説明への質問について

委員から、菅家氏に対する取調べの検証方法等に関する質問がなされ、事務局から回答した。

### 3 その他

次回会議は、7月23日（金）に開催予定。

なお、次回会議においては、ヒアリングに加え、これまでの議論を踏まえてさらに議論を行うこととなった。